

史跡楯築遺跡保存活用計画の策定について

令和５年１０月に楯築遺跡保存整備委員会を設置し、遺跡の保存、活用等の方向性を検討してきました。４回の委員会を開催して委員の意見を集約し、さらに、文化庁からの指摘内容を反映させた「楯築遺跡保存活用計画」を取りまとめました。

今後は、この方針に従い事業を進めていきます。

１ 保存活用計画の概要

《基本理念》

弥生時代から古墳時代への墓制を考える上で貴重な遺跡として、その価値を確実に守り、分かりやすく伝え、まちづくりへと効果的に活かす。

《基本方針》

（１）保存

楯築遺跡の本質的価値を構成する遺構や遺物の確実な保存に万全を期し、楯築遺跡がもつ多様な価値を未来へと伝える。

（２）整備

楯築遺跡を確実に保存するための整備と、楯築遺跡を訪れる人々にその価値を分かりやすく伝え、効果的に活用するための整備の双方の調和を図り、相乗効果を生み出すことができる整備を行う。

（３）活用

楯築遺跡の価値の発信や現地における魅力づくり、周辺の文化財等との連携等のもとに、観光、教育、まちづくりへと活用し、その取組を持続的に発展させる。

（４）運営・体制の整備

楯築遺跡に関係する関係機関等との連携の強化を図り、保存・活用の担い手の育成や官民協働の体制づくりを通じて、将来にわたって持続的な運営を行う。

２ 今後のスケジュール

令和７年度 ・発掘調査範囲・調査方法等を検討する「（仮称）史跡楯築遺跡発掘調査委員会」を設置

～９年度 ・円丘部表土流出防止のための応急処置を実施

・遺跡残存の範囲を確認するための発掘調査（～９年度）

令和１０年度 ・発掘調査成果を踏まえて史跡指定範囲を拡大

・駐車場、トイレ、ガイダンス施設、墳丘の整備等の検討

・整備基本計画を策定

令和１１年度 ・整備実施計画を策定（基本計画に基づき実施設計をまとめた計画）

・墳丘の復元等、史跡整備に着手

３ その他

発掘調査、基本計画の策定及び史跡の整備は、文化庁国庫補助（補助率５０％）の対象